

保育士の週4日制について

株式会社 ポピンス



2023年3月

働く女性を 最高水準のエデュケアと 介護サービスで支援します。

- 男女雇用機会均等法が成立した1985年にJAFE (日本女性エグゼクティブ協会) 立ち上げ。1987年JAFEの会員向けサービスとして、ナニー派遣をスタート
- 日本の働く女性は2,700万人を超えたものの、男女格差を測るジェンダーギャップ指数は世界116位 /146カ国^{*1,2}
- 日本の男女賃金格差は22.5%^{*3} 日本は外国人女性が働きにくい国、世界ワースト1位^{*4}
- 女性の就業率は72.4%まで上昇するも、そのうち非正規雇用の女性の割合が53% (男性の2.4倍)^{*1}
- 「M字カーブ」に代わり、女性の正規雇用率が出産を機に低下する「L字カーブ」が課題
- 正規雇用の割合が男性と同レベル (83%) まで上昇すれば 日本のGDPを10%以上押し上げる可能性^{*2,5}

出所：*1 総務省統計局「労働力調査」(2023年1月31日) *2 世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2022」(2022年7月) *3 OECD Stat *4 InterNations 駐在外国人女性アンケート
*5 ゴールドマンサックス証券「ウーマノミクス5.0」(2019年4月16日)

1. 保育士週4日制（選択的週休3日制）のメリット

週4日制：合計の勤務時間、給与は週5日勤務と同等であることを想定。

■ 保育の質を高める

- ①朝にお迎えをした保育士と同じ保育士が、帰宅時にお子様をお渡しできる
そのため、保護者の方に、お子様の1日の様子を伝えることができ、安心感を与えられる
- ②早番・遅番の引継ぎが無いので、引継ぎ時の負担が減少（より確実に）
- ③1日の業務状況、園の状況を把握しやすい
- ④スキルアップのためにまとまった時間を費やせる

■ 時間創出による余暇の活用

- ①育児介護など家庭での役割分担がしやすい
- ②副業がしやすい
- ③まとまった時間での健康増進アクティビティ、休養をとりやすい

→ 働き方改革、潜在保育士の掘り起こし

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(多様な働き方の推進)

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、**選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用**が考えられることから、**好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る**。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

2. 保育の未来を創る会 小倉大臣提言から

1. 保育士の働き方改革

保育士週4日制（選択的週休3日制）は、保育士の多様な働き方を推進するものであり全国100万人と言われている潜在保育士の掘り起こしにも貢献します。

しかしながら、認可保育園等における「常勤職員」の定義が、自治体によっては「1日6時間以上かつ**月20日以上**の勤務」といった事例があり、常勤職員を対象とする処遇改善加算が得られず、人材確保と質の向上が果たせません。

**提言 1 保育士週4日制の推進のため
全国自治体における常勤職員の定義を
『月120時間以上に統一』**

2. 保育の未来を創る会 小倉大臣提言から

「保育の未来を創る会」について

1. 加盟企業：6社（50音順）

- ・株式会社学研ココファン・ナーサリー
- ・コンビウイズ株式会社
- ・株式会社小学館集英社プロダクション
- ・ピジョンハーツ株式会社
- ・株式会社ベネッセスタイルケア
- ・株式会社ポピンス

2. 設立：平成26年6月30日設立

3/8 保育の未来を創る会 小倉大臣提言



3. 課題のまとめ

「月20日以上」という要件によって生ずる課題

- (1) 常勤保育士は原則、各組・各グループに1名以上配置
(法律に基づく厚生労働省通知)
→ **週4日制とすると、「常勤保育士」の配置が困難**
- (2) 処遇改善加算Ⅰ、自治体ごとの加算
→ **週4日制とすると、自治体によっては、加算が得られない**
- (3) 宿舍借り上げ補助
→ **週4日制とすると、自治体によっては、補助が得られない**

4. 課題の詳細及び提言

(1) 常勤保育士は原則、各組・各グループに1名以上配置

「保育所等における短時間勤務の保育士の扱いについて」(参考1)
(令和3年3月19日付 厚生労働省子ども家庭局通知)

- 短時間勤務保育士の定義は、「1日6時間未満又は月20日未満勤務」
- 常勤1名を短時間勤務2名で代替可（自治体として特別な事情がある場合）

**課題：週4日制では現在の定義上「短時間勤務」とみなされ、
常勤保育士の配置が不足**

**提言：「短時間勤務」について「1日6時間未満または月120時間未満」、
「常勤」について「1日6時間以上かつ月120時間以上」とすべき**

4. 課題の詳細及び提言

(2) 処遇改善加算Ⅰ、自治体ごとの加算に関する課題

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算」(参考2)
(令和4年11月7日付 内閣府、文部科学省、厚労省 通達)

- 賃金体系の改善による**継続雇用、人材確保、保育の質の確保**が目的
- 対象は**常勤職員**
- 自治体によっては、常勤職員を「**月20日以上勤務**」と定義 (参考3)
- 自治体によっては、常勤職員確保のための独自の加算も (参考4)

課題：週4日制では自治体によって「常勤職員」の定義に該当せず、加算が得られない。保育士に還元できず継続雇用策としての意義を失う。保育士も週4日制を選択するインセンティブを失う。

提言：常勤職員について「月20日以上」との記載を廃し、「1日6時間以上かつ月120時間以上」とすべき

4. 課題の詳細及び提言

(3) 宿舎借り上げ補助に関する課題

「保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱」※参考5

(平成27年4月13日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

- 就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することが目的
- 認可保育園等に勤務する保育士について、宿舎の借上げ費用を支援
- 対象は「常勤保育士」
- 自治体によっては「常勤職員」を「月20日以上勤務」と定義

課題の構造及び提言は（2）と同じ

5. 参考資料

【参考1】「保育所等における短時間勤務の保育士の扱いについて」 令和3年3月19日付厚生労働省子ども家庭局通知から抜粋

「常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、**短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士**をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和3年4月1日から適用することとしました

（中略）

1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

（1）常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）**配置されていること。ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上**であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであると判断している市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、**1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること**

5. 参考資料

【参考2】

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算」（経験年数による加算）

令和4年11月7日付 内閣府、文部科学省、厚労省連名 通達

第4 加算Iの要件 1 加算率 から抜粋

「職員 1 人当たりの平均経験年数」は、その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する**全ての常勤職員**（嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員 以外の者であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は、これを 常勤とみなして含める。）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（次 に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数 を当該職員の総数で除して得た年数（6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数 は切り捨てとする。）とする（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員 1 人当たりの平均経験年数を算定すること）。

【参考3】保育所設置認可にかかる事務取扱要綱の事例

職員配置基準

保育に直接従事する職員は、子供を長時間にわたって保育できる常勤の職員（各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1 年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和 2 2 年厚生省令第 2 3 号）第 5 条 第 1 項第 1 の 3 号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であるものであって、**1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上、常態的に勤務**し、当該 保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。**以下「常勤職員」という。**）をもって確保することを基本とする。

5. 参考資料

【参考4】某区 増配置加算表（抜粋）（資格による加算）

別表3(第6条関係)
増配置職員単価表

		(単位:円)
区分		月額単価
常勤職員	保育士	455,800
	調理員	361,300
	保健師	499,700
非常勤職員	保健師	248,950

資格のある人材の増配置による手厚い対応が促進されている。
名簿に記載した増配置人材が週4日制を選択すると、
増配置加算を得ることはできず、
結果的に、増配置をするインセンティブを失う方向になる。

5. 参考資料

【参考5】保育士宿舎借り上げ支援事業の実施について(平成27年4月13日) 各都道府県知事あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(抜粋)

保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱
(中略)

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち小規模保育事業(小規模保育C型を除く)及び事業所内保育事業であって認可を受けたもの又は加速化プラン対象認可外保育施設(公立を除く。以下「保育所等」という。)に対し、**保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助**する。

4 実施要件及び対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 保育所等に新規(平成25年度以降)に採用された者
- ② 保育所等に採用された日から起算して5年以内の者。ただし、平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く補助するものとする。

